

東京成徳大学学則

第1章 総 則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、「有徳有為な人間の育成」という建学の精神に基づき、社会の要請に応じて学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、創造性と実践性に富んだ人材を育成し、もって社会に貢献することを目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

第2条 本学は、その教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(情報の公表)

第2条の2 本学は、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすため、教育研究活動等の状況についての情報を公表する。

第2節 組織

(学部)

第3条 本学に、国際学部、応用心理学部、子ども学部及び経営学部を置く。

2 学部の教育目的は、次のとおりとする。

学 部	目 的
国際学部	グローバル時代にふさわしい多様な価値観を理解し、グローバルな視点に立ち世界の国や地域の人々と協働できる幅広い知識とコミュニケーションスキルを活用してライフスタイルや仕事などの新しい価値を創造することができる課題発見・解決力をもった、未来を切り開くグローバル人材を養成する。
応用心理学部	心身の支援を必要とする人々及び心身の健康維持と増進を求める人々のニーズに応えられる技能を培うために、心理学の観点から教育と研究を行い、社会に通用する高度な能力を有する人材の育成を図る。
子ども学部	子どもを取巻く社会的環境の変化に対応して、子どもに対する理解と支援力を培うための教育と研究を行い、幅広い分野の専門的な人材の育成を図る。
経営学部	企業等の組織の経済的、技術的、人間的諸側面に係る諸問題について、総合的、学際的に研究するとともに、将来の展開についての戦略を探り、これらの成果を教育することを目的とする。

3 第1項の学部置く学科並びに入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
国際学部	国際学科	81人	—	324人
応用心理学部	臨床心理学科	112人	—	448人
	健康・スポーツ心理学科	60人	1人	242人
子ども学部	子ども学科	140人	5人	570人
経営学部	経営学科	140人	2人	564人

(大学院)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、東京成徳大学大学院学則に定める。

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(研究所)

第4条の2 本学に、学術研究の発展を図るため、研究所を置くことができる。

2 研究所に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第5条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第6条 本学に、教授、准教授、助教及び事務職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、講師、助手及びその他の職員を置くことができる。

(職制)

第7条 本学に、学長、学部長、学科長、大学院研究科長、図書館長及び事務局長を置く。

2 前項に規定するもののほか、副学長及びその他の必要な職制を置くことができる。

3 前2項に規定する学長、副学長、学部長、学科長、大学院研究科長、図書館長及びその他の職制の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(学長の権限と責任)

第7条の2 学長は、校務について決定し、その責任を負う。ただし、理事会が決定する事項を除く。

第4節 大学運営委員会及び教授会

(大学運営委員会)

第8条 本学に、全学的な教育研究に関する重要事項を審議するため、大学運営委員会を置く。

2 大学運営委員会は、学長が審議事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

3 大学運営委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(教授会)

第9条 本学の各学部に、学部の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長が審議事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

3 教授会の運営に関する事項は、別に定める。

(委員会)

第9条の2 学長は、教育研究に関する重要事項を専門的に審議するため、必要に応じて教授会に代わる機関を設置して意見を聴くことができる。

2 前項の機関については、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 授業日は、当該年度の学年暦で定める。

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学園創立記念日 11月26日

(4) 夏季、冬季及び春季休業は、当該年度の学年暦で定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、休業日に授業及び実習を行うことができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第13条 修業年限は4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第19条の規定により入学した学生については、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次のいずれかの一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者
- (6) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第16条 本学に入学を志願する者は、本学所定の願書その他必要な書類に別表1の入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法等については別に定める。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者の選考については、別に定めるところによる。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、誓約書並びに保証人が署名した在学保証・根保証契約書を提出し、入学金及び学納金を納入しなければならない。

- 2 前項の合格した者は、誓約書記載事項及び学納金納入の履行に関する保証人(以下「在学保証人」という。)を届け出なければならない。
- 3 在学保証人に関する事項は、別に定める。
- 4 学長は、第1項及び第2項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(編入学、転入学)

第19条 学長は、次の各号の一に該当する者が本学に編入学を志願するときは、選考のうえ、3年次に入学を許可する。ただし、学長は、転入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学(在学2年以上、62単位以上修得)した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- 2 前項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、学長が決定する。
- (再入学)

第19条の2 学則第33条により退学した者が再入学を希望するときは、所定の様式による願書を提出し、学長の許可を得て再入学することができる。

2 再入学の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第20条 授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。

- 2 前項の授業を教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項に定める授業の方法により修得できる単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。
- 4 前2項の授業を実施する方法については、別に定める。

(授業期間)

第21条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学長は、前項の規定により履修した授業科目の修得単位について、32単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用する。
- 4 前項の学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合の履修期間（以下「留学期間」という。）は、1年以内とする。ただし、特に必要と認める場合は、学長は、更に1年間を限度として留学を許可することができる。
- 5 前項の留学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 6 第4項に定める留学期間は、本学の在学年数に通算する。
- 7 第1項から第4項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第23条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(教育職員免許状の取得)

第24条 教育職員の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及

び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学で取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類
子ども学部	子ども学科	幼稚園教諭一種免許状
		小学校教諭一種免許状

（保育士資格の取得）

第24条の2 子ども学部子ども学科において保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により、厚生労働大臣の定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

（単位修得の認定）

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

2 単位の認定は、試験によって行う。ただし、授業科目の種類によっては、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学等において修得した単位を、本学に入学した後の本学における履修により修得したものとみなすことができる。

（認定単位数の上限）

第26条の2 第23条第2項及び第3項、第23条の2並びに前条の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

（成績の評価）

第27条 成績の評価は、S・A・B・C・Dの5段階とし、S・A・B・Cを合格とする。

（再試験等）

第28条 不合格者及び病気等やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者に対しては、別に定めるところにより再試験等を行うことがある。

第4節 学籍の異動等

（休学）

第29条 病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学することができない者は、所定の様式による届を学長に提出し、審議を経て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は、休学を命ずることができる。

（休学期間）

第30条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があると認められた場合は、1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

（復学）

第31条 休学の事由が消滅した者は、所定の様式による届を学長に提出し、審議を経て復学しなければならない。

（転学部又は転学科）

第32条 他の学部又は他の学科へ転ずることを希望する者は、所定の様式に願を学長に提出し、当該学部の学科に欠員がある場合に限り、学長の許可を得て転学部又は転学科することができる。

2 転学部又は転学科に関して必要な事項は、別に定める。

（退学）

第33条 病気その他の理由により退学を希望する者は、所定の様式による届を学長に提出し、審議を

経て退学することができる。

2 前項の場合、退学しようとする日の属する期の学納金を完納していなければならない。

3 学長は、学業成績が著しく不振であると認められる者、または正当な理由なくして出席常でない者に対し、退学を勧告することができる。

4 前項の規程による退学の勧告に関し必要な事項は、各学部において定める。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 本学において、修学する意志がないと認められる者

(2) 学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(3) 第13条第2項に規定する在学年限を超えた者

(4) 死亡又は行方不明の者

(5) 第30条に規定する休学期間を超えた者

(6) 退学勧告を受けた者で、その後も改善が認められない者

(復籍)

第34条の2 前条第2号に該当し除籍された者が復籍を希望するときは、所定の様式による願書を提出し、学長の許可を得て復籍することができる。

2 復籍の取扱について必要な事項は、別に定める。

(留学)

第34条の3 外国の大学へ留学しようとする者は、所定の様式による届を学長に提出し、審議を経て留学することができる。

2 留学に関して必要な事項は、別に定める。

第5節 卒業、学位及び進級

(卒業の要件及び認定)

第35条 国際学部については4年以上在学し、第20条の規定に基づく授業科目を履修して128単位以上を修得した者に、応用心理学部、子ども学部及び経営学部については4年以上在学し、第20条の規定に基づく授業科目を履修して124単位以上を修得した者に、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 3年次に編入学した者に前項の規定を適用する場合には、「4年」とあるのは「2年」と読み替え、62単位以下を1年次及び2年次において修得したものとみなすことができる。

(学位)

第36条 学長は、卒業を認定された者に対して、次の学位を授与する。

学 部	学 科	学士の学位の専攻分野の名称
国際学部	国際学科	学士（国際学）
応用心理学部	臨床心理学科	学士（臨床心理学）
	健康・スポーツ心理学科	学士（健康・スポーツ心理学）
子ども学部	子ども学科	学士（子ども学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）

(進級)

第36条の2 各学部学科の教育上の目的を達成するために適切であると認められる場合には、学部学科ごとに進級に関する必要な事項を定めることができる。

第6節 賞 罰

(表彰)

第37条 学生として表彰に価する者は学長が表彰する。

(懲戒)

第38条 学生で本学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があった者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学・停学・訓告とする。

3 前項の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第7節 厚生施設

(厚生施設)

第39条 本学に学生の健康を増進し、その厚生に資するため、厚生施設を設ける。

2 厚生施設に関する事項は、別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、外国人留学生及び海外帰国子女

(研究生)

第40条 学長は、本学の学生以外の者で特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する事項は別に定める。

(科目等履修生)

第41条 学長は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第25条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第42条 学長は、外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考のうえ、入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可された外国人留学生の教育課程については、別に定める。

(海外帰国子女)

第43条 学長は、海外帰国子女で、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考のうえ、入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可された海外帰国子女の教育課程については、別に定める。

第9節 入学検定料、入学金及び学納金

(学納金等の額)

第44条 本学の入学検定料、入学金等（入学金・再入学金・復籍料）、及び学納金（授業料・施設設備費・休学在籍料）は、別表1のとおりとする。

2 学納金等の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

(授業料等の納入期)

第45条 授業料は、年次ごとに別表1により納入しなければならない。

2 授業料は、年額の2分の1額を次の2期に分けて、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めたときは、願出によって納入期限の猶予又は分割納入を認めることがある。

前期 4月

後期 10月

3 施設設備費は、別表1により毎年度授業料と同時に納入する。

(退学及び休学の場合の学納金)

第46条 前期又は後期中途中で退学した者又は除籍された者の当該学期の学納金は、徴収する。

2 停学期間中の学納金は、徴収する。

3 所定の手続きにより休学を許可された者の休学期間中の学納金は、別表1に定める休学在籍料を徴収する。

(既納の学納金等)

第47条 既納の学納金等は、原則としてこれを還付しない。

第10節 公開講座

(公開講座)

第48条 社会人の教養を高め地域社会の文化向上に資するため、本学に公開講座を設けることができる。

2 公開講座実施に関する事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表(1)の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 平成7年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表(1)の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成7年4月4日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表(1)の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 第3条第2項に規定する「収容定員」は、同項の規定にかかわらず、平成9年度及び平成9年度から平成11年度までは、次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員		
	平成9年度	平成10年度	平成11年度
日本語・日本文化学科	285人	290人	290人
英語・英米文化学科	325人	330人	330人
福祉心理学科	225人	250人	270人

3 第23条及び第35条第1項の改正は、平成9年度第1年次入学者から適用し、平成9年3月31日に在学する者又は平成9年度及び平成10年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 第47条第3項に規定する休学期間中の授業料は、平成10年3月31日既に休学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表(1)の入学検定料及び入学金の額は、平成10年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 改正後の別表(2)の「教育課程表」に規定する授業科目の履修は、平成11年度第1年次入学者から適用し、平成11年3月31日に在学する者又は平成11年度及び平成12年度に編入学した

者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に規定する臨床心理学科の「収容定員」は、同項の規定にかかわらず、平成12年度から平成14年度までは、次のとおりとする。

学 科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
臨床心理学科	70人	140人	215人

- 3 改正後の別表(1)の3の「(2)学外特別授業費」は、平成12年度第1年次入学者から適用する。
- 4 改正後の別表(2)の「5. 専門領域福祉心理学科」に規定する授業科目の履修は、平成12年度第1年次入学者から適用し、平成12年3月31日に在籍する者又は平成12年度及び13年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に規定する日本伝統文化学科及び国際言語文化学科英米言語文化専攻並びにアジア言語文化専攻に係る「収容定員」は、同項の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までは、次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
日本伝統文化学科	60人	120人	184人
国際言語文化学科			
英米言語文化専攻	40人	80人	123人
アジア言語文化専攻	50人	100人	153人

- 3 第22条及び第37条第1項又は第26条の改正は、平成13年度第1年次入学者から適用し、平成13年3月31日に日本語・日本文化学科及び英語・英米文化学科又は福祉心理学科に在学する者並びに当該学科に平成13年度及び平成14年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に規定する子ども学部子ども学科に係る「収容定員」は、同項の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次のとおりとする。

学 部	学科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
子ども学部	子ども学科	90人	180人	280人

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年3月31日に在学する者並びに平成18年度及び平成19年度に編入学した者に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(2)の「人文学部教育課程表」に規定する授業科目の履修は、平成18年度第1年次入学者から適用し、平成18年3月31日に在学する者又は平成18年度及び平成19年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(2)「人文学部教育課程表」に規定する授業科目の履修は、平成19年度第1年次入学者から適用し、平成19年3月31日に在学する者又は平成19年度及び平成20年度に編入学した者は、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(2)に規定する科目名の変更は、平成19年度第1年次入学者から適用し、平成19年3月31日に在学する者又は平成19年度及び平成20年度に編入学した者は、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第3条第2項に規定する人文学部福祉心理学科及び臨床心理学科の収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
人文学部	福祉心理学科	220人	150人	75人
	臨床心理学科	220人	150人	75人

- 3 改正後の第3条第3項に規定する応用心理学部福祉心理学科及び臨床心理学科の収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
応用心理学部	福祉心理学科	70人	140人	215人
	臨床心理学科	70人	140人	215人

- 4 改正後の第24条第2項に規定する教育職員免許状、第36条に規定する学位、別表1に規定する学外特別授業費及び維持費並びに別表2の人文学部教育課程表、別表3の応用心理学部教育課程表及び別表4の子ども学部教育課程表に規定する授業科目の履修は、平成20年度第1年次入学者から適用し、平成20年3月31日に在学する者並びに平成20年度及び平成21年度に編入学した者は、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2に規定する授業科目の履修は、平成20年度第1年次入学者から適用し、平成20年3月31日に在学する者並びに平成20年度及び平成21年度に編入学した者について、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第3項に規定する応用心理学部及び経営学部の各学科の収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員
-----	-----	---------

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
応用心理学部	福祉心理学科	120人	175人	228人
	臨床心理学科	140人	215人	288人
	健康・スポーツ心理学科	50人	100人	154人
経営学部	経営学科	100人	200人	310人

- 3 改正後の第24条第2項に規定する教育職員免許状、第44条に規定する学納金、第45条第3項に規定する施設設備費、別表1に規定する施設設備費並びに別表2の人文学部教育課程表に規定する授業科目の履修は、平成21年度第1年次入学者から適用し、平成21年3月31日に在学する者並びに平成21年度及び平成22年度に編入学した者は、なお、従前の例による。
- 4 改正後の別表2の人文学部教育課程表及び別表3の応用心理学部教育課程表に規定する授業科目の履修は、平成21年度第1年次入学者から適用し、平成21年3月31日に在学する者並びに平成21年度及び平成22年度に編入学した者について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第27条に規定する成績の評価並びに別表2の人文学部教育課程表、別表3の応用心理学部教育課程表及び別表4の子ども学部教育課程表に規定する授業科目の履修は、平成21年度第1年次入学者から適用し、平成21年3月31日に在学する者並びに平成21年度及び平成22年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の4に定める学納金の減額措置、別表2、別表3及び別表4の各学部教育課程表に定める授業科目の履修は、平成22年4月1日第1年次入学者から適用し、平成22年3月31日に在学する者並びに平成22年度及び平成23年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第3項に規定する人文学部の各学科の収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
人文学部	日本伝統文化学科	228人	208人	185人
	国際言語文化学科 英米言語文化専攻	126人	86人	43人
	国際言語文化学科 アジア言語文化専攻	156人	106人	53人
	国際言語文化学科	40人	80人	121人
	観光文化学科	70人	140人	213人

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の3-(2)に規定する特別教育費及び(3)に規定する施設設備費は、平成23年4月1日第1年次入学者から適用し、平成23年3月31日に在学する者並びに平成23年度及び平成24年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2. 改正後の別表3の「2. 専門領域 福祉心理学科」及び別表4の子ども学部教育課程表に規定する授業科目の履修は、平成23年度第1年次入学者から適用し、平成23年3月31日に在学する者並びに平成23年度及び平成24年度に編入学した者はなお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の別表4の子ども学部教育課程表に規定する授業科目の履修は、平成24年度第1年次入学者から適用し、平成24年3月31日に在学する者並びに平成24年度及び平成25年度に編入学した者はなお従前の例による。
- 改正後の第3条第3項に規定する子ども学部子ども学科の収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
子ども学部	子ども学科	430人	480人	530人

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の別表2「2. 専門領域 日本伝統文化学科」及び別表3「2. 専門領域 福祉心理学科」に規定する授業科目の履修は、平成24年度第1年次入学者から適用し、平成24年3月31日に在学する者並びに平成24年度及び平成25年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の別表4の子ども学部教育課程表に規定する授業科目の履修は、平成24年度第1年次入学者から適用し、平成24年3月31日に在学する者並びに平成24年度及び平成25年度に編入学した者はなお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第3項に規定する人文学部観光文化学科、応用心理学部福祉心理学科及び健康・スポーツ心理学科、子ども学部子ども学科並びに経営学部経営学科の収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
人文学部	観光文化学科	254人	222人	192人
応用心理学部	福祉心理学科	194人	182人	172人
	健康・スポーツ心理学科	215人	222人	232人
子ども学部	子ども学科	475人	520人	570人
経営学部	経営学科	452人	484人	524人

- 改正後の別表2「人文学部教育課程表」、別表3「応用心理学部教育課程表」及び別表5「経営学部教育課程表」に規定する授業科目の履修は、平成25年度第1年次入学者から適用し、平成25年3月31日に在学する者並びに平成25年度及び平成26年度に編入学した者はなお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第3項に定める観光文化学科の収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成26年度から平成28年度までは次のとおりとする。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
182 人	112 人	41 人

附 則

1. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. 改正後の別表 1 の 3－(3)に規定する施設設備費は、平成 26 年 4 月 1 日第一年次入学者から適用し、平成 26 年 3 月 31 日に在学する者並びに平成 26 年度及び平成 27 年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. 改正後の別表 2「観光文化学科 専門領域、別表 3 の「2. 福祉心理学科 専門領域」、「3. 臨床心理学科 専門領域」、「5. 教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目」及び「6. 精神保健福祉士コース（学部共通）」に規定する授業科目の履修は、平成 26 年度第 1 年次入学者から適用し、平成 26 年 3 月 31 日に在学する者並びに平成 26 年度及び平成 27 年度に編入学した者はなお従前の例による。
3. 改正後の別表 3「4. 健康・スポーツ心理学科 専門領域」に規定する授業科目の履修は、平成 25 年度入学者及び平成 27 年度編入学から適用する。

附 則

1. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
2. 別表 3「応用心理学部教育課程表」に規定する授業科目「精神保健福祉援助演習Ⅱ」及び「精神保健福祉援助実習」は、平成 24 年度入学者から適用する。

附 則

1. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. 改正後の別表 4 に規定する授業科目の履修は、平成 27 年度第 1 年次入学者から適用し、平成 27 年 3 月 31 日に在学する者ならびに平成 27 年度及び平成 28 年度に編入した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. 改正後の別表 2「人文学部教育課程表」及び別表 3「応用心理学部教育課程表」に規定する授業科目の履修は、平成 28 年度第 1 年次入学者から適用し、平成 28 年 3 月 31 日に在学する者並びに平成 28 年度及び平成 29 年度に編入学した者は、なお従前の例による。
3. 改正後の別表 5 に規定する授業科目の履修は、平成 28 年度第 1 年次入学者から適用し、平成 28 年 3 月 31 日に在学する者並びに平成 28 年度及び平成 29 年度に編入学した者はなお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 改正後の別表 5 に規定する授業科目の履修は、平成 29 年度第 1 年次入学者から適用し、平成 29 年 3 月 31 日に在学する者並びに平成 29 年度及び平成 30 年度に編入学した者はなお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 改正後の第24条第2項に規定する教育職員免許状、別表2「人文学部教育課程表」、別表3「1. 福祉心理学科」及び「3. 健康・スポーツ心理学科」に規定する授業科目の履修は、平成29年度第1年次入学者から適用し、平成29年3月31日に在学する者並びに平成29年度及び平成30年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 改正後の第3条第3項に規定する応用心理学部福祉心理学科及び臨床心理学科の収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
応用心理学部	福祉心理学科	121人	80人	40人
	臨床心理学科	325人	364人	406人

3. 第24条2項に規定する教育職員免許状、第36条に規定する学位、別表1「入学検定料・入学金等及び学納金」は、平成30年度第1年次入学者から適用し、平成30年3月31日に在学する者並びに平成30年度及び平成31年度に編入学した者は、なお、従前の例による。

附 則

1. この学則は、2019年4月1日から施行する。
2. 改正後の第3条第3項に規定する人文学部日本伝統文化学科及び国際言語文化学科並びに国際学部国際学科の収容定員は、同項の規定にかかわらず、2019年度から2021年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		2019年度	2020年度	2021年度
人文学部	日本伝統文化学科	121人	80人	40人
	国際言語文化学科	121人	80人	40人
国際学部	国際学科	81人	162人	243人

3. 第24条2項に規定する教育職員免許状、第36条に規定する学位、別表1「入学検定料・入学金等及び学納金」については、2019年度第1年次入学者から適用し、2019年3月31日に在学する者並びに2019年度及び2020年度に編入学した者は、なお、従前の例による。

附 則

1. この学則は、2020年4月1日から施行する。
2. 2020年3月31日に在学する者並びに2020年度及び2021年度に編入学した者は、なお、従前の例による。
3. 改正後の別表1の4－(3)に規定する特別措置は、2020年度の第1年次入学者から適用する。

附 則

1. この学則は、2020年9月1日から適用する。
2. 改正後の第18条の規定は、2021年度入学者から適用し、2021年3月31日に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、２０２２年４月１日から施行する。

附 則

- １．この学則は、２０２４年４月１日から施行する。
- ２．改正後の第４４条第１項の規定、別表１「入学検定料・入学金等及び学納金」については、２０２４年度第１年次入学者から適用し、２０２４年３月３１日に在学する者並びに２０２４年度及び２０２５年度に編入学した者は、なお、従前の例による。

附 則

- １．この学則は、２０２４年４月１日から施行する。
- ２．改正後の第２３条第４項から第６項に規定する留学期間は、２０２４年度において外国の大学又は短期大学に留学している者及び留学する者から適用する。

附 則

- １．この学則は、２０２６年４月１日から施行する。
- ２．改正後の別表１「入学検定料・入学金等及び学納金」に規定する国際学部に係る授業料、施設設備費並びに特別措置（３）及び（４）については、２０２６年度第１年次入学者から適用し、２０２６年３月３１日に在学する者は、なお、従前の例による。

附 則

- １．この学則は、２０２６年４月１日から施行する。
- ２．改正後の第４４条第１項、第４６条第３項及び別表１「入学検定料・入学金等及び学納金」に規定する「３．学納金 （３）休学在籍料」については、２０２６年度の在学生のうち、２０２６年４月１日以降に休学する者から適用する。

入学検定料・入学金等及び学納金

1. 入学検定料 35,000 円

但し、次の各号に該当する場合、入学検定料を減額する。

- (1) 大学入学共通テスト利用入試の場合は 15,000 円とする。
- (2) 一般選抜入試と大学入学共通テスト利用入試を複数回受験する場合の2回目以降の入学検定料は次の通りとする。
 - ① 一般選抜入試の2回目は 25,000 円、3回目以降は各 10,000 円とする。
 - ② 大学入学共通テスト利用入試の2回目は 12,000 円とする。
 - ③ 一般選抜入試と大学入学共通テスト利用入試を同時出願する場合は、大学入学共通テスト利用入試は1回あたり 12,000 円とする。
- (3) インターネットを利用して出願する場合、1 出願あたり 2,000 円を減額する。

2. 入学金等

入学金	200,000 円
再入学金	150,000 円
復籍料	150,000 円

3. 学納金

(1) 授業料

学部	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次
国際学部	982,000 円	491,000 円	982,000 円	982,000 円
応用心理学部 子ども学部 経営学部	840,000 円	840,000 円	840,000 円	840,000 円

(2) 施設設備費

学 部	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次
国際学部	285,000 円	142,500 円	285,000 円	285,000 円
応用心理学部 子ども学部 経営学部	285,000 円	285,000 円	285,000 円	285,000 円

(3) 休学在籍料

半期	60,000 円
通年	120,000 円

4. 特別措置

- (1) 外国人留学生に対する学納金の減額措置は別に定める。
- (2) 修業年数4年を超えて在籍する場合の学納金は別に定める。
- (3) 国際学部がカリキュラムに基づく2年次前期に行う海外留学に関して、留学不許可者、留学許可の取り消しを受けた者、並びに早期帰国者に係る当該期間の学納金については別に定める。
- (4) 国際学部のカリキュラムに基づく2年次前期の海外留学後、2年次後期も留学が認められた者については、当該学期の授業料及び施設設備費を免除する。